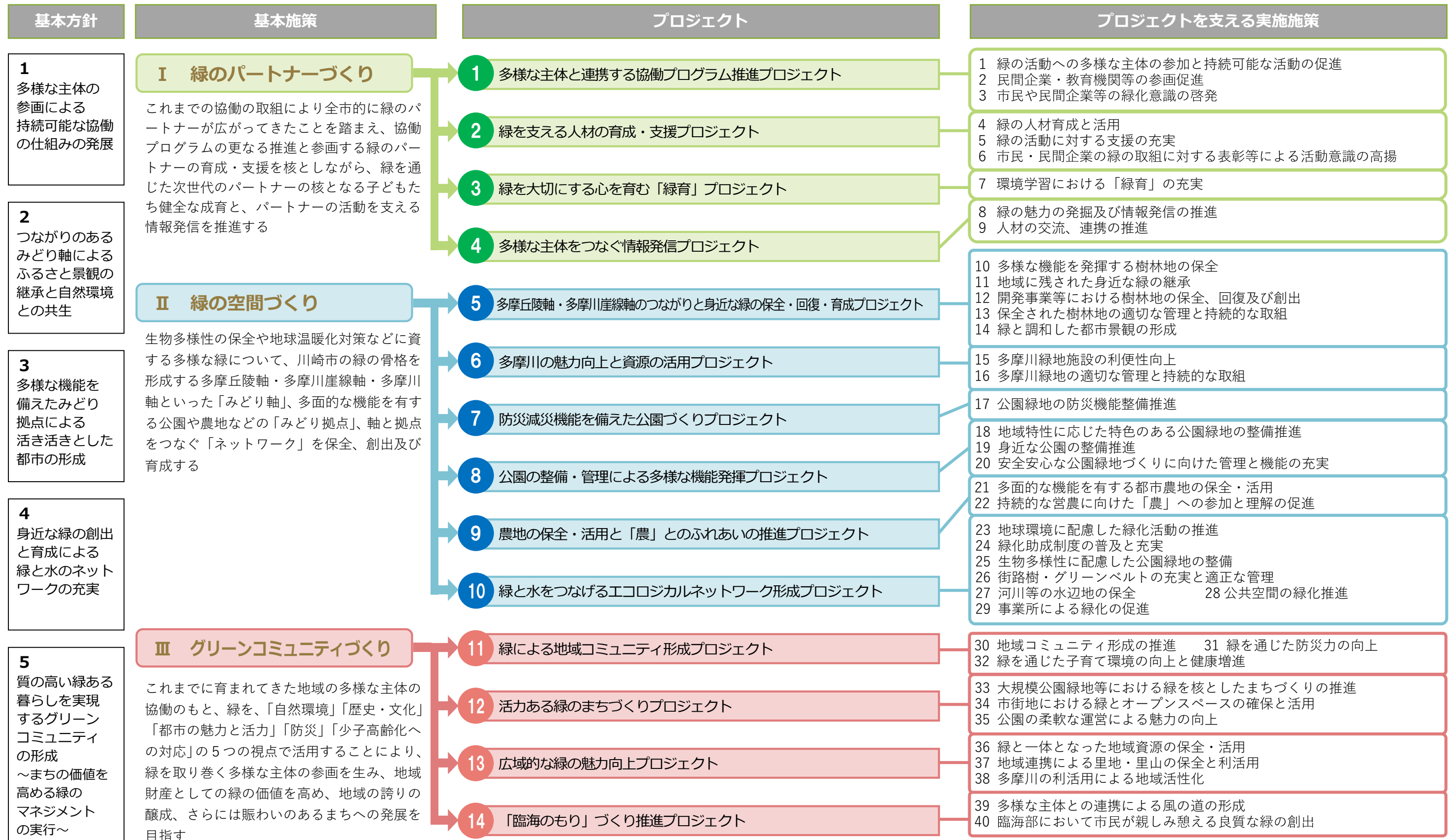


8 施策の推進に向けて

効果的に施策を推進していくため、基本方針を踏まえた3つの基本施策を位置づけ、施策展開のためのプロジェクトを設けます。
これらに基づく取組を通じて、市民の「緑ある暮らしの創造」を目指します。

■施策展開の構成



基本施策Ⅰ「緑のパートナーづくり」

「協働プログラムの更なる推進」と「参画する緑のパートナーの育成・支援」を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの「健全な成育」と、活動を支える「情報発信」を推進するものです。

基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」

生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑を対象に、多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出及び育成するものです。

基本施策Ⅲ「グリーンコミュニティづくり」

これまでに育まれてきた地域の多様な主体の連携のもと、緑を「自然環境」「歴史・文化」「都市の魅力と活力」「防災」「少子高齢化への対応」の5つの視点で活用することにより、地域財産としての緑の価値を高め、地域の誇りの醸成、さらには賑わいのあるまちへの発展を目指すものです。

上記の取組を進めることで、緑を核としたまちの魅力向上を図り、「緑ある暮らしの創造」を目指します。

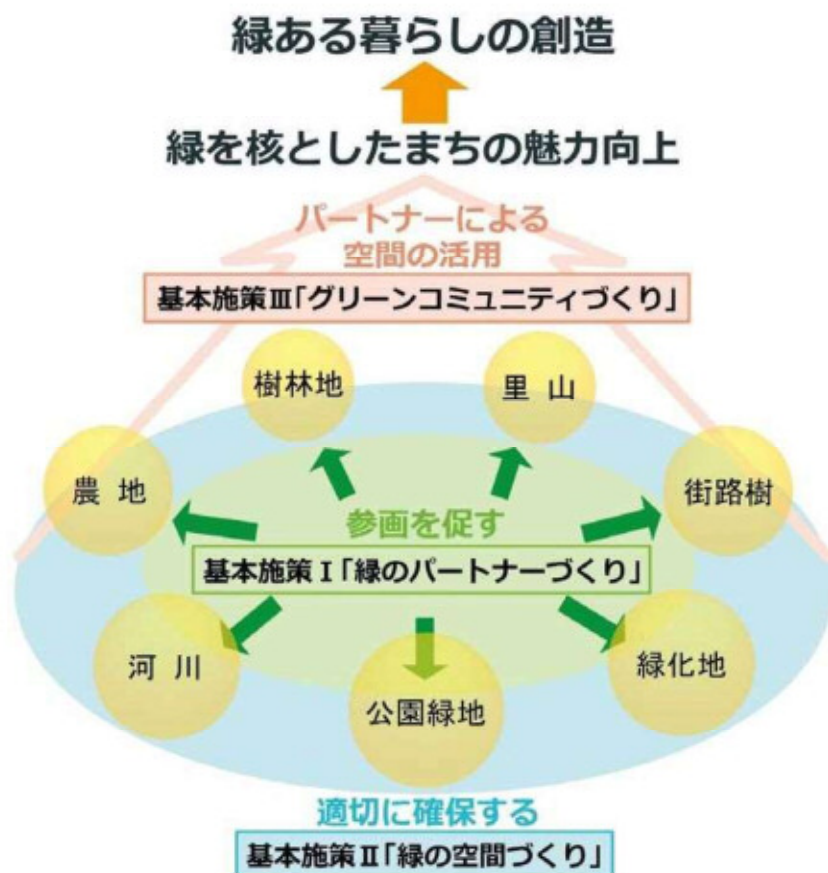


図 3-4 施策推進のイメージ

(1) 基本施策及び施策展開のためのプロジェクト

①基本施策Ⅰ「緑のパートナーづくり」

緑のパートナーづくりとは、これまでの協働の取組により全市的に緑のパートナーが広がってきたことを踏まえ、協働プログラムの更なる推進と参画する緑のパートナーの育成・支援を核としながら、緑を通じた次世代のパートナーの核となる子どもたちの健全な成育と、パートナーの活動を支える情報発信を推進するものです。

[施策の方向性]

本市では、これまでも協働による緑の取組が進められ、緑の保全、創出、育成及び活用に多くの主体が関わっています。本市の緑の充実には、多様なパートナーが各地で活躍することが重要であり、これには**協働の取組の持続性を確保する**必要があることから、さまざまな主体が緑に関わり続けられる施策を推進します。

このため、「緑のパートナーづくり」においては、**多世代、他分野の幅広い主体が緑に「触れる」機会を創出**するとともに、これまでの取組により市域全体に拡大してきた**協働のパートナーの育成・支援と活動機会を創出**します。

また、次世代を担う子どもたちを緑のパートナーとして育てていくため、**緑を活用した子どもの健全な成育を推進**します。

さらに、上記の協働に関する取組を進めていくためには、多くの人々の緑への関心を高め、人と人をつないでいくことが重要であることから、**さまざまな媒体と多様な主体による情報発信を推進**します。

施策を支えるプロジェクトとして、

- 「1 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト」
- 「2 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト」
- 「3 緑を大切に作る心を育む『緑育』プロジェクト」
- 「4 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト」

以上を設定し、具体的な取組を推進します。



図 3-5 基本施策 I 「緑のパートナーづくり」のイメージ

1 多様な主体と連携する協働プログラム推進プロジェクト

市民や町内会・自治会をはじめ、市内で働き学ぶ人々、NPO、民間企業、教育・研究機関及び行政等、多世代・他分野のあらゆる主体が緑を守り、創り、及び育む活動に参画できる協働プログラムを推進します。

●プロジェクトの必要性

本市の緑の保全、創出、育成及び活用の取組を進めるためには、多様な主体が協働して、それぞれが自発的に緑に関わっていくことが重要です。一方で、活動参加者の高齢化や後継者不足などから協働の担い手不足となる場合もあり、活動の継続性を高めていくことが必要となっています。

本プロジェクトでは、緑に関わる人材を増やすための協働プログラムを実施します。この協働プログラムを通じて、あらゆる主体が緑に「触れる」機会を創出し、緑を「知る」「好きになる」きっかけを作ります。そして、このきっかけが、緑を通じたやりがい・生きがいの発見や、地域課題としての緑の重要性の意識化へと発展していくことにより、緑の活動に積極的に携わるパートナーづくりを目指します。



図3-6 プロジェクトのイメージ

●取組の方向性

- ・市民協働の取組を更に推進していくために、活動団体（管理運営協議会、公園緑地愛護会、街路樹等愛護会、緑の活動団体等）の設立・登録の支援を継続します。
- ・新たな担い手（子ども、子育て世代、就業者、就学者、アクティブシニア等）が緑に関わるきっかけ作りを進めるため、参加する市民・民間企業等のニーズを取り込んださまざまな取組を充実します。
- ・緑以外の他分野における多様な主体（民間企業、教育・研究機関、スポーツ団体等）との連携を進めていくため、里山コラボ事業、大学連携、みどりの事業所推進協議会などの取組を継続するとともに、樹林地等の保全・活用、街中の緑化活動等への民間企業、教育機関等の更なる参画を促す取組を拡充します。
- ・植樹運動など、150万市民一人ひとりが参加可能で、多様な緑に触れ合える取組を推進し、市民や民間企業の緑化の協働意識の更なる向上を図ることで、協働プログラムへの参加へとつなげます。

<実施施策>

- 1 緑の活動への多様な主体の参加と持続可能な活動の促進
- 2 民間企業・教育機関等の参画促進
- 3 市民や民間企業等の緑化意識の啓発

2 緑を支える人材の育成・支援プロジェクト

協働プログラムの担い手となる人材の育成と活用を進めるとともに、活動団体や市民、事業者等による緑の活動を促進していくための支援を進めます。

●プロジェクトの必要性

本市ではこれまでも協働による緑の取組を進めており、公園や街路樹などのさまざまな緑の場で、多くの主体が活躍しています。緑の活動を行う主体は本市の大切な財産であり、その活動を支え、継続的な活動となるよう、人材を育成、支援していく必要があります。

本プロジェクトでは、緑の活動の担い手に対して適切な支援や評価を行い、緑に関する技術や意識、自身の取組への誇りを高めることにより、それぞれが活躍できる機会の創出を目指します。

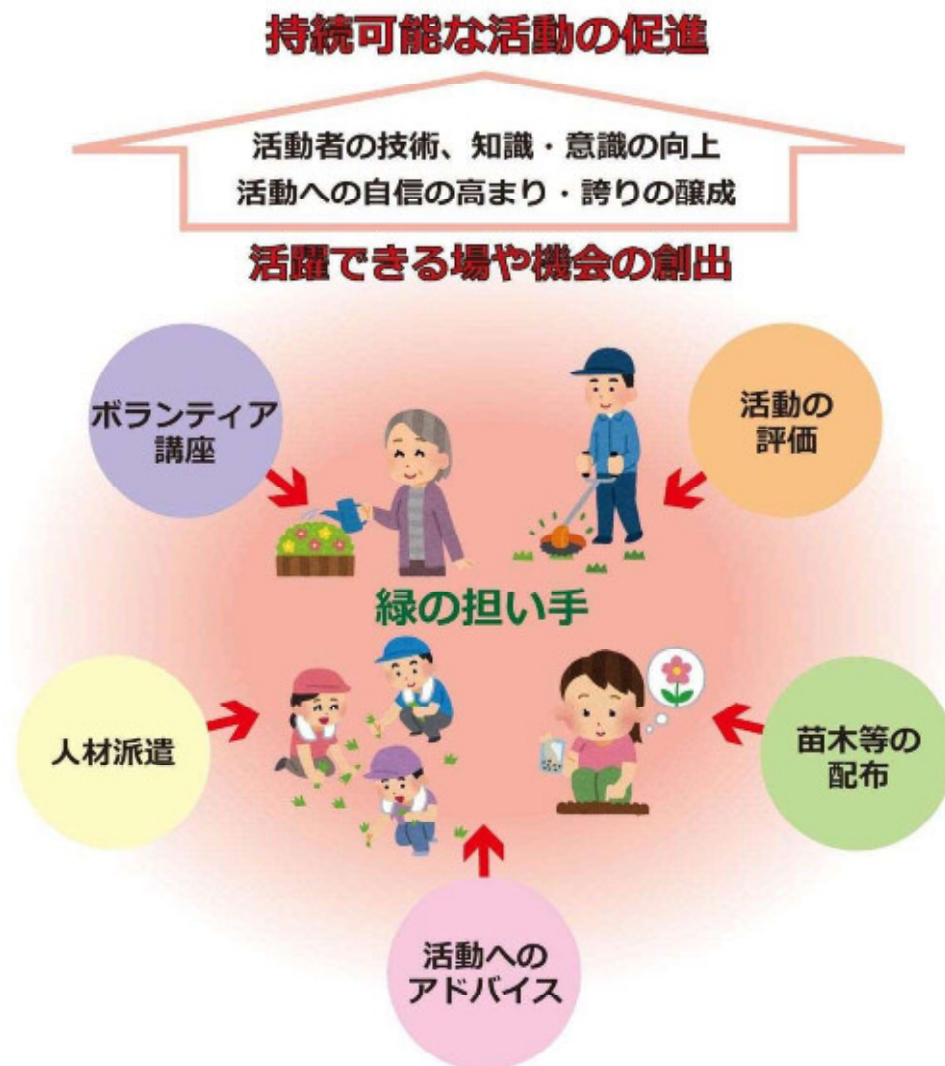


図 3-7 プロジェクトのイメージ

●取組の方向性

- ・緑のパートナーを増やし、協働の取組を更に推進していくために、担い手となる人材を育成するとともに、人材が活躍できる場所や機会を広げます。
- ・人材育成については、各種の活動団体のニーズを的確に把握した上で、ボランティア育成講座や活動に関する情報の提供など、緑の担い手が知識や技術を習得する機会の充実を図ります。その上で、講座修了者を緑の人材バンク※に登録して各講座の講師として派遣するなど、ボランティアリーダーとなる人材の活用を進めるとともに、緑の人材バンクに登録をしていない担い手の発掘を進めます。
- ・緑の活動を持続可能なものとしていくため、活動団体への助成、技術支援、情報提供や、苗木配布による緑化の支援など、引き続き活動の円滑化を図るための支援を行います。
- ・緑の活動への意識高揚を図るため、表彰等を通じて市民、民間企業等の優良な取組を評価、普及していくことにも継続して取り組みます。

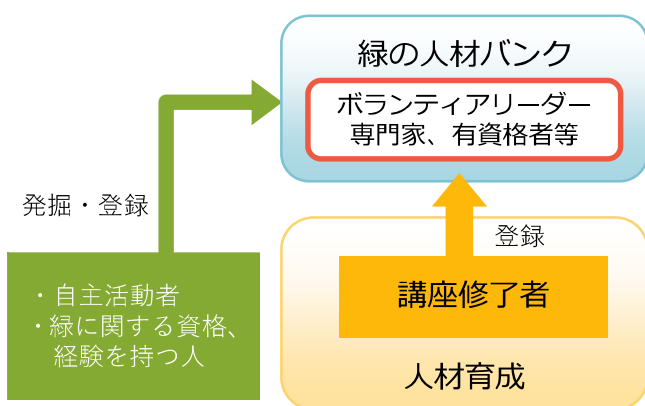


図 3-8 人材活用のイメージ



里山ボランティア育成講座



第12回わがまち花と緑のコンクール表彰式

<実施施策>

4 緑の人材育成と活用

5 緑の活動に対する支援の充実

6 市民・民間企業の緑の取組に対する表彰等による活動意識の高揚

※緑の人材バンク：各講座修了者などの技術・知識を有する人材を登録し、各種講座におけるファシリテーターや実作業支援要員等として派遣することで、育成した人材の活用を推進するとともに、人材の更なるスキルアップを図っている。

3 緑を大切にすることを育む「緑育」プロジェクト

子どもたちが緑や自然を体験できる機会や、多様な主体が行う活動に触れる機会を充実することにより、次世代の緑のパートナーの核となる人材を育成します。

●プロジェクトの必要性

協働の継続性を確保するには、次世代を担う子どもたちも重要なパートナーとして捉える必要があります。緑や自然に対して幼いうちから興味を持ち、五感を使ってその楽しさ、不思議さや命の大切さを知ることが、情操教育の観点からも非常に重要です。これには、学校における授業などでの取組のほか、日常生活における緑の実感や、地域社会における緑の活動への参加など、あらゆる場面を想定した緑の活動テーマを提供する必要があります。

本プロジェクトでは、子どもたちが緑や生き物などとふれあうことのできる「緑育」の機会を設け、子どもたちの感受性の向上、調べる力や考える力などの向上を図ります。そして、これらを通じて育まれた緑を大切にすることが、次世代の緑のパートナーの核となることにより、持続可能な市民協働の取組の発展を目指します。



図 3-9 プロジェクトのイメージ

●取組の方向性

- ・次世代を担う子どもたちに緑に親しみを感じてもらうため、活動団体、農業関係者、民間企業、教育機関及び行政等が連携して、子どもが興味を持つ自然資源（自然の成り立ち、雑草や昆虫等）を媒体として、自然を知り、学び、考える体験機会を充実します。
- ・市の緑の多様性に触れ、緑の持つ多彩な魅力についての理解を深めるため、児童生徒を対象とした南北交流の機会の創出に努めます。
- ・緑育の支援のため、教育機関と連携しながら緑の副読本等の学習教材の充実を進めるとともに、人材派遣などの協力の強化に努めます。

<実施施策> 7 環境学習における「緑育」の充実

4 多様な主体をつなぐ情報発信プロジェクト

川崎市の緑の魅力を発掘、情報発信していくことで、緑を保全、創出、育成及び活用する活動や、緑そのものに関心を持つパートナーを増やしていくとともに、活動団体間や、活動団体と地域が交流・連携できる場所や機会の創出を進めます。

●プロジェクトの必要性

緑に興味を持つ人もそうでない人も、緑に触れるきっかけを作るのは、さまざまなメディアや口コミで発信された情報です。現在では、インターネットやSNS等を通じて、膨大な量の情報が行き来していますが、緑に関しては、人々に興味を持たせる情報発信の手法や、緑の活動などの情報を知りたい人・紹介したい人のマッチング手法の構築が大切です。また、多様な主体が顔の見える関係を構築していくことでも情報はつながり、広がっていくため、こうした機会を設けることも重要です。

本プロジェクトでは、緑の魅力や活動などに関する情報と、そのアクセス性の充実、さらには多様な主体の交流・連携を促進します。これにより、それぞれが必要とする適切な情報を提供し、緑の普及啓発や、緑のパートナーの活動の活性化に加え、本市の緑の魅力の認知向上を目指します。



図 3-10 プロジェクトのイメージ

●取組の方向性

- ・多くの人々への緑の関心を高め、普及啓発を図るため、パンフレットやリーフレットなどによる情報発信はもちろんのこと、緑以外の分野で活躍する人を含む多様な主体と連携し、インターネット・SNSなどの媒体を活用した情報発信を進めることにより、緑を知るきっかけ作りや、緑の活動を知りたい人・紹介したい人などのマッチングを強化します。
- ・緑のストックをシティセールスや観光の資源として活用することで、本市の緑の魅力を広く発信します。
- ・緑のボランティアセンターの交流機能を強化するとともに、緑を支える人材どうしが互いの活動について情報共有し、それぞれの活動に活かすことのできる機会の創出に努めます。



図 3-11 情報発信手法の例



観光資源でもある生田緑地と二ヶ領水久地円筒分水

<実施施策> 8 緑の魅力の発掘及び情報発信の推進
9 人材の交流、連携の推進

②基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」

緑の空間づくりとは、生物多様性の保全や地球温暖化対策などに資する多様な緑について、本市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸・多摩川軸といった「みどり軸」、多面的な機能を有する公園や農地などの「みどり拠点」、軸と拠点をつなぐ「ネットワーク」を保全、創出及び育成するものです。

〔施策の方向性〕

本市の緑の充実を図るには、既にある緑の保全、都市に潤いをもたらす緑の整備、そして緑を良好な状態に維持するための管理の視点を基本として、**緑の多様な機能を発揮させる**ことが重要です。

「緑の空間づくり」においては、本市の骨格を形成するみどり軸に関して、**多摩丘陵を構成する樹林地の持続的な保全と多摩川緑地の整備と活用**を推進し、ふるさと川崎の景観の保全、創出及び育成を図ります。

そして、緑を実感できる生活空間の確保や、風格のある街並み景観を目指すには、みどり軸とみどり拠点が相互につながりを持ち、緑と水のネットワークを形成することが大切です。とりわけ、公園や農地、河川空間や緑化された街並みは、緑と水のネットワークを形成するための要となり、レクリエーション、防災、都市気象の改善及び景観形成等の面で重要な役割を担っています。また、平成32（2020）年に開催される東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、来訪者や市民が居心地良いと感じられる緑化や花の植栽を進めるとともに、「次の世代への贈り物（レガシー）」として、魅力の保持に努めていく必要があります。

これらを踏まえ、**まちの核となる緑による拠点の形成と質の向上**を図り、地域の特色を活かした公園づくりを進めるとともに、**都市における農ある風景の保全と有効活用及びみどり軸・みどり拠点をつなげ身近に感じられるネットワークの形成**を図り、市民が緑を身近に感じられる生活空間の実現と、生き物の生息・生育拠点を結ぶコリドーや風の道の形成を進めます。

施策を支えるプロジェクトとして、

- 「5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト」
- 「6 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト」
- 「7 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト」
- 「8 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト」
- 「9 農地の保全・活用と『農』とのふれあいの推進プロジェクト」
- 「10 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト」

以上を設定し、具体的な取組を推進します。

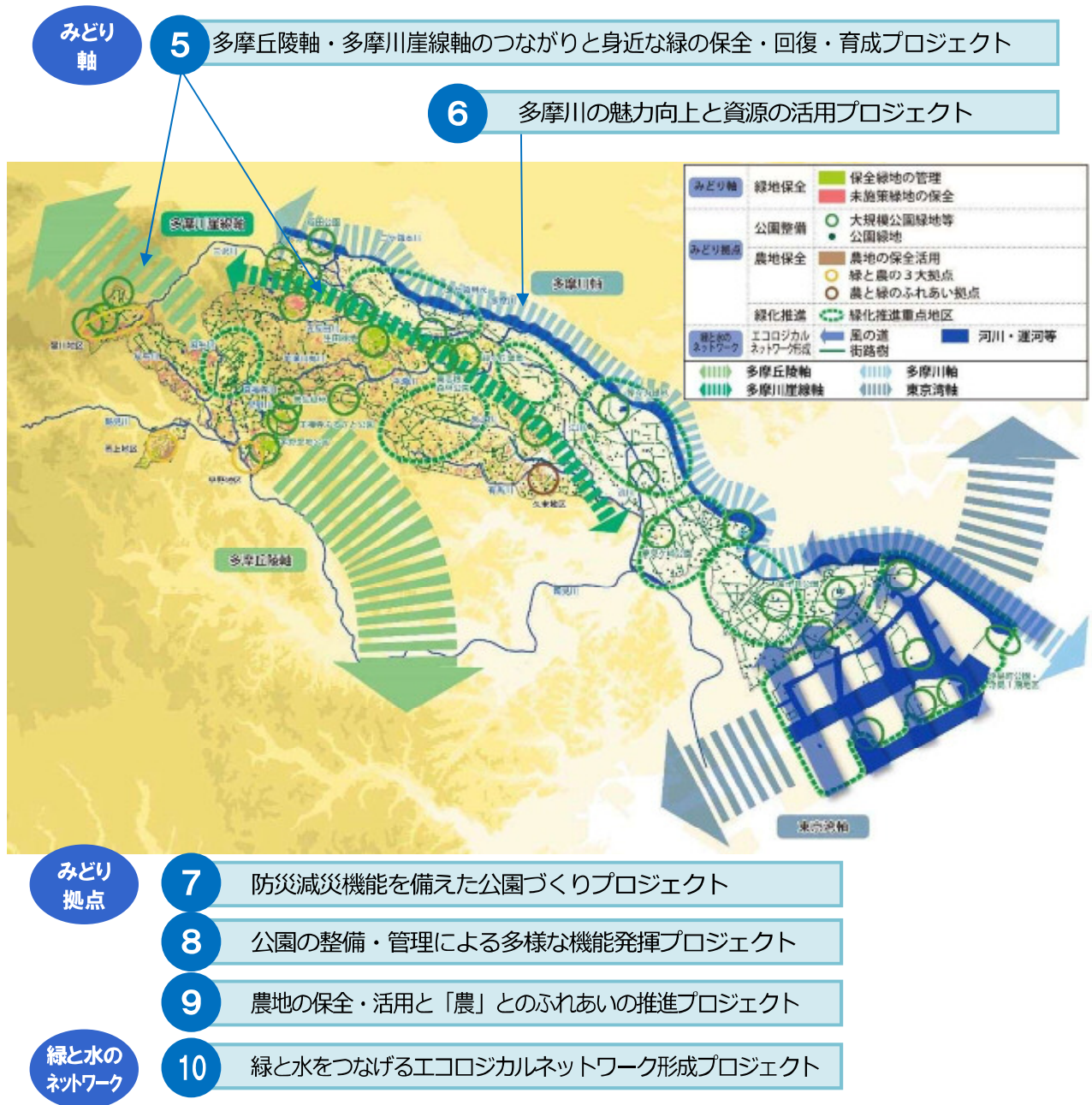


図 3-12 基本施策Ⅱ「緑の空間づくり」の方針図
(地形図出典：地理院地図(国土地理院))



図 3-13 基本施策 II 「緑の空間づくり」のイメージ

5 多摩丘陵軸・多摩川崖線軸のつながりと 身近な緑の保全・回復・育成プロジェクト

川崎市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸、多摩川崖線軸の緑をはじめ、市街地に残る身近な緑や里山の緑、水辺地と一体となった緑について、保全・回復・育成を進めることにより、地球温暖化対策や生物多様性の保全、さらには良好な景観形成などに貢献します。

●プロジェクトの必要性

本市に残る樹林地や樹木は、市民が自然環境を身近なものと感じられる貴重な資源です。また、都市環境においてまとまりのある樹林地が果たす役割は、緑の多面的な機能と相まって非常に大きなものとなっています。本市では、地権者の理解と協力を得ながら樹林地の保全を積極的に進めており、良好な都市環境の維持に努めていますが、依然として樹林地は減少傾向にあり、今後も樹林地の重要性の認知を図るとともに、樹林地の保全を継続して進めていく必要があります。

本プロジェクトでは、大きなまとまりを形成している樹林地にとどまらず、小規模であっても市民に身近で良好な自然環境を有する樹林地や、地域を代表する樹木などを対象とし、本市に残る緑の保全・回復・育成を、多様な手法を講じながら進めます。そして、生物多様性の保全、地球温暖化対策や水源涵養への貢献など、都市環境の健全化に資する緑の効用の発揮を目指します。

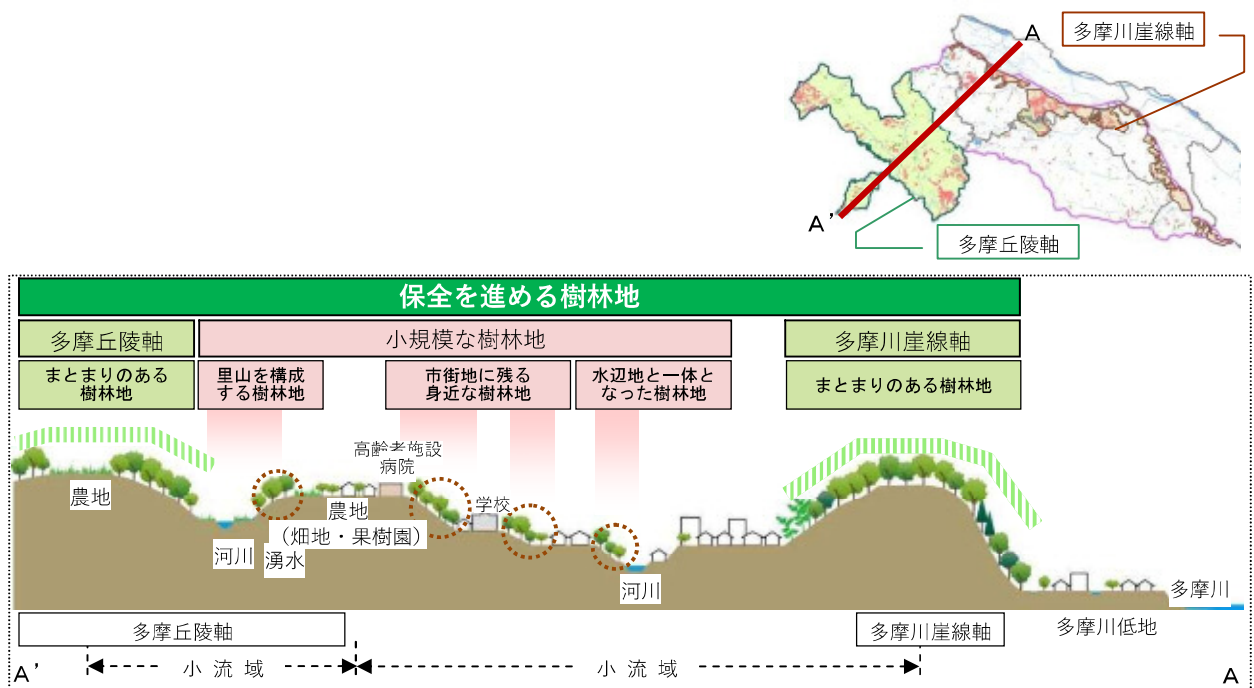


図 3-14 プロジェクトのイメージ

●取組の方向性

- ・緑地総合評価に基づき、本市の緑の骨格を形成する多摩丘陵軸・多摩川崖線軸の樹林地に加えて、小流域に存在する市民の生活圏に残された身近な樹林地や、里山を構成する樹林地及び水辺地と一体となった樹林地についても、これまで進めてきた保全施策を継承するとともに、状況に応じた施策の再評価を行いながら、多様な主体との連携の下で樹林地の保全を推進します。また、都市緑地法の改正等を踏まえたさまざまな制度を弾力的に活用し、持続的な樹林地の保全を推進します。
- ・樹林地の保全にあたっては、地権者の理解と協力が欠かせないことから、地権者に向けた保全制度の普及に努めるとともに、地権者が樹林地等を持続的に保有できるよう、税負担の軽減措置について国への働きかけを行います。
- ・里山や古くから守られてきた大木など、ふるさと川崎の景観を特徴づける地域固有の緑や、社寺林、生垣といった市民生活に身近な緑を評価し、保全を積極的に進めます。
- ・樹林地等で行われる開発行為については、その環境が適切に保全、回復、育成されるよう、自然的環境保全配慮書に関する助言指導等の取組を継続して行います。
- ・保全した樹林地の良好な環境を維持、再生していくため、地域住民等との協働により「保全管理計画」を作成し、保全管理活動を推進するとともに、すでに作成された保全管理計画については、作成後の状況を把握した上で、必要に応じた見直しを検討します。
- ・樹林地に隣接する住民の安全な住環境を確保するため、樹木や斜面の状況等に応じた整備や維持管理を継続することにより、樹林地を健全な状態に保ちます。
- ・「川崎市景観計画」と連携を図りながら、緑の保全や緑化の推進による緑の景観形成を進めます。



多摩丘陵軸の緑



多摩川崖線軸の緑

- <実施施策>**
- 10 多様な機能を発揮する樹林地の保全**
 - 11 地域に残された身近な緑の継承**
 - 12 開発事業等における樹林地の保全、回復及び創出**
 - 13 保全された樹林地の適切な管理と持続的な取組**
 - 14 緑と調和した都市景観の形成**

6 多摩川の魅力向上と資源の活用プロジェクト

運動施設等の再整備、防災機能の向上及びサイクリングコースの充実等、多摩川の特性を活かした施設の整備や適切な管理の推進により、多摩川の機能の強化と魅力の創出を図ります。

また、流域自治体等との連携や民間活力の導入による多摩川の資源の活用及び沿川の公園緑地等と連携した取組を推進するとともに、多摩川の利用に対する一体的管理・活用について検討を行います。

●プロジェクトの必要性

本市は、多摩川の右岸に沿って広がっており、市民生活にとって多摩川はきわめて身近な存在となっています。そして、市民の心のふるさととなってきた多摩川を、市民共有の財産として再評価し、憩える環境とより豊かな河川空間の創出が求められています。そのためには、市民、NPO、民間企業、教育・研究機関及び行政等の協働により多摩川の潜在的な価値を最大限に引き出していくとともに、流域自治体等との連携により多摩川の魅力や資源を活用していく必要があります。

本市では、多摩川に関する総合的な施策を展開するための計画である「川崎市新多摩川プラン」を平成28（2016）年3月に策定し、基本理念や5つの基本目標を掲げながら施策を推進しています。本プロジェクトにおいては、川崎のシンボルである多摩川の機能の強化と魅力の創出を進め、多摩川を最大限に活かした賑わいのある憩い・遊び・学びの場の創出を目指します。

〔川崎市新多摩川プラン〕

●基本理念

「川とふるさとの再生、市民協働による多摩川ライフの創造」

●基本目標

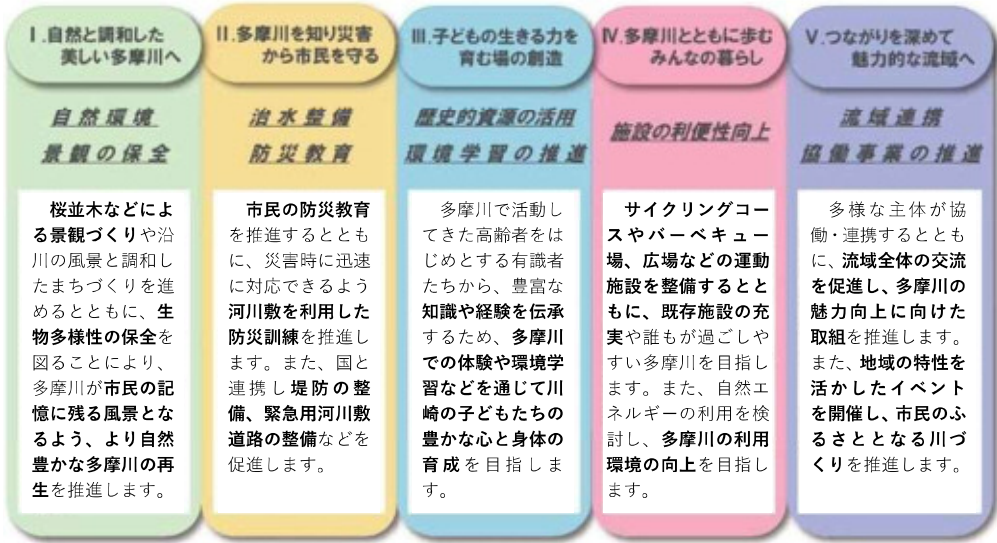


図 3-15 川崎市新多摩川プラン 5つの基本目標



水辺の楽校



野球場の整備



多摩川マラソン

●取組の方向性

- ・本市における多摩川の原風景の一つである桜並木、大河川特有の河原風景など、本市の都市景観と調和した多摩川の風景を保全します。
- ・多摩川の施設については、駐車場やトイレ等の充実を行うとともに、日陰となるような植樹を進めるなど、市民ニーズを踏まえ、利用者の利便性・快適性を高める整備を進めます。また、多摩川の特性を活かしたマラソン大会や地域のイベントなど、多摩川だからこそ可能なさまざまな取組を実施します。
- ・民間活力の導入による休息・交流スポットの創出や、流域自治体との連携によるサイクリングコースの充実と回遊性を高めるとともに、利用者が安全に通行できるように、コースの拡幅や路面表示を整備します。
- ・利用団体等との協働による維持管理を推進するとともに、運動施設を含めた多摩川緑地の維持管理水準の向上に取り組みます。同時に、市街地の安全性を高めるため、災害時に活用できる緊急用河川敷道路について、河川管理者である国と連携しながら整備を推進するほか、河川改修等に当たっても、国と連携して、可能な限り環境に配慮した工法を選択することで、生物多様性に配慮したより豊かな河川環境の確保に努めます。
- ・多摩川の適正な利用を誘導する取組の推進をはじめ、多摩川に隣接する公園と連携した拠点形成により、水と緑の連続性・回遊性を確保する取組や、多摩川の有するポテンシャルを最大限に活用する取組の強化について、検討を行います。



緊急用河川敷道路
(平常時はマラソンコースとして活用)



桜並木の保全（大師河原地区）

<実施施策>

15 多摩川緑地施設の利便性向上

16 多摩川緑地の適切な管理と持続的な取組

7 防災減災機能を備えた公園づくりプロジェクト

基幹的な都市公園・緑地等において、応急復旧活動を行うための拠点整備や、帰宅困難者を支援する施設整備を進め、防災減災の機能の向上を図ります。

●プロジェクトの必要性

緑とオープンスペースは、災害時の避難の場や火災等による災害の緩和・防止、災害対策の拠点、及び自然災害の緩和・防止等の都市防災に資する役割を担っています。過去に発生した地震災害において、住宅等の樹木や街路樹は、延焼の防止や倒壊家屋の道路への倒伏防止に役立ち、公園は応急避難生活や救援活動の場、復旧・復興拠点として活用されました。また、水害への対応においては、豪雨災害時の避難場所として公園が活用された事例や、遊水地としての機能を公園空間に導入している事例も見られます。

本プロジェクトでは、今後の防災まちづくりを推進する上でも、避難地及び支援活動の拠点となる公園の整備や、防災的施設の整備を一層進めるとともに、緑の適切な整備や維持管理を進め、緑とオープンスペースの多様な防災機能の活用を目指します。

〔緑が有する防災機能〕

緑とオープンスペースは、一般的に次のような都市防災に資する役割を有しています。

表 3-6 緑とオープンスペースの防災機能

機能	具体的な内容
災害時の避難の場	避難地、避難路 帰宅困難者の収容空間 等
火災、爆発等による災害の緩和、防止	火災の延焼の遅延、防止 爆発による被害の軽減、防止 建物の倒壊の防止 等
災害対策の拠点	救援活動の拠点 復旧・復興活動の拠点 等
自然災害の緩和、防止	風害、潮害、雪害、津波、水害、がけ崩れによる被害の緩和、防止 災害危険地の保護及び土地利用の規制 等
防災教育の場	過去の災害の記録や教訓の防災文化としての継承、国内外への情報発信 災害遺構等を取り入れた公園デザインによる災害の大きさや恐ろしさの伝承

(出典 防災公園の計画・設計に関するガイドライン(案)(平成27年9月改訂版)国土技術政策総合研究所資料 第857号(P6))



公園が延焼を防止
(阪神・淡路大震災)



復旧・復興拠点としての利用
(東日本大震災)

●取組の方向性

- ・災害時における身の安全を確保する広域避難場所であり、復旧・復興段階における物資の供給や救援活動の拠点となる大規模公園（富士見公園、等々力緑地、生田緑地）において、防災機能の強化に資する整備を推進します。
- ・被災後に徒歩等で移動する帰宅困難者を支援するため、広域避難場所や、幹線道路に面した公園等における施設整備を進めます。また、身近な公園における発災時に必要な施設については、整備に向けた調査、検討を行います。
- ・避難地や避難路となる公園、街路樹及びグリーンベルトの植栽等については、防災に資する緑のネットワーク形成に努めます。



図 3-16 防災に資する緑の配置のイメージ

(出典 防災公園の計画・設計に関するガイドライン(案)(平成27年9月改訂版)
国土技術政策総合研究所資料 第857号(P67))

<実施施策> 17 公園緑地の防災機能整備推進

8 公園の整備・管理による多様な機能発揮プロジェクト

スポーツ・レクリエーション機能、文化活動などの多様な利用における公園の拠点機能を発揮させるとともに、利用者が安心・安全に利用できる環境を確保し、公園の質的な向上を図ります。

●プロジェクトの必要性

都市における貴重なオープンスペースである公園は、防災性の向上はもとより、環境維持・改善効果、健康増進やレクリエーションの場の提供、子育て・教育環境の向上、コミュニティの形成、さらには観光資源となるなど多面的な機能を有しています。しかしながら、機能を十分に発揮できていない公園や、老朽化の進行した公園施設などが依然として存在することから、公園の質的な向上を図る視点が改めて重要となっています。

本プロジェクトでは、魅力的で、誰もが安心・安全かつ快適に利用できる公園を目指し、その計画的な整備・管理に加え、公園の適切な配置に向けた取組を進めます。さまざまな効用の発揮が期待できる規模の大きな公園については、それぞれの立地特性や特色を活かした機能の充実を図り、身近な公園については、地域が求める公園機能への対応を図ります。

〔公園の役割〕

公園は、都市において主に次に掲げる役割を有しており、人々の暮らしや都市環境をより良くしていく上で必要不可欠な存在です。

表 3-7 公園の役割

役割	内容
良好な都市環境の形成	地球温暖化対策、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等による良好な都市環境を形成します。
都市の安全性の向上	震災時の避難地、避難路、延焼防止、復旧・復興の拠点となります。
市民の活動の場、憩いの場の形成	子どもからお年寄りまでの幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動等多様な活動の拠点となります。
豊かな地域づくり、地域の活性化の促進	地域振興や地域間の交流・連携の拠点となり、快適で個性豊かな地域づくりに貢献します。

※参考 国土交通省ホームページ

〔公園整備の基本的な考え方〕

公園の種別ごとに整備の基本的な考え方を定めます。

表 3-8 公園種別ごとの整備の基本的な考え方

公園種別		整備の基本的な考え方
都市基幹公園	総合公園	<ul style="list-style-type: none"> ・民間活力を活かした、既往の考え方にとらわれない柔軟な発想・手法により、公園を核としたまちづくりを進めます。 ・市民のみならず、他都市からの利用も視野に入れ、大規模公園としての魅力ある多様な機能を高めます。
	運動公園 (多摩川緑地)	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩川のポテンシャルを最大限に引き出せるよう、流域自治体や市民、活動団体、企業、学校などの協働・連携を視野にいれ、利用環境の向上を図ります。
住区基幹公園	地区公園 近隣公園	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色や、公園独自の魅力をより活かし、質の向上を目指したりリニューアルを進めます。
	街区公園	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に即し、施設等の見直しを進めます。 ・借地公園等の制度を活用しながら、身近な公園の充足に努めます。

〔公園施設等の計画的な維持管理に向けて〕

公園施設の管理については、

- ・今後多くの施設の更新時期が集中し、その後も継続して更新の必要性が生じる。
- ・老朽化し、補修・更新の必要な施設が多数存在し、計画的に取り組む必要がある。
- ・遊具については、判定結果の悪い施設が半数を占めており、早急に取り組む必要がある。

以上のような課題があり、これらの課題を解決していくために平成28（2016）年に策定した「川崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、更新時期を迎える公園施設について、安全確保と機能保全を図るとともに、維持管理費の縮減や平準化を図る必要があります。

●取組の方向性

- ・本市を代表する総合公園については、公園を核としたまちづくりを進めるため、都市の安全性確保、良好な都市環境形成、及びスポーツ・レクリエーション活動の拠点等として、民間活力を活かしながら都市の顔となる個性と魅力のある整備を推進します。
- ・地区公園及び近隣公園については、民間活力の導入を視野に入れながら、公園の特色や地域の特色を活かして、子どもが遊べるテーマ性のある公園の整備を進めます。
- ・市域に立地する2つの市営霊園（緑ヶ丘霊園、早野聖地公園）については、社会福祉の観点による対応はもとより、市民が憩え、自然とふれあえる「墓所と公園緑地が融合した空間」を創出するため、公平で安定した墓所の供給を引き続き進めるとともに、まとまった緑の保全や、利用者の利便性の向上を図るための整備と管理を進めます。
- ・臨海部については、「川崎港緑化基本計画」に基づき、海や運河などの景観や自然環境を楽しむことのできる開放的な親水空間の創出、及び港湾緑地の整備を進めます。



生田緑地



早野聖地公園



ちどり公園

- ・市民に身近な街区公園については、子育て世代や高齢者等が多い地域などの実情を捉えながら、地域に即した施設等の見直しを進めます。
- ・街区公園が不足する地域においては、公園の新たな創出に向けた取組を推進します。また、公園用地の確保が容易ではない地域等において、必要な機能を確保していくため、公共施設の上部利用等により、公園の機能を創出することについて検討を進めます。
- ・既存の公園においては、少子高齢化等による利用者ニーズの変化に対応した公園施設の見直しや、機能回復のための再整備を一層推進します。
- ・利用者が普段から安心・安全に利用できる公園の確保を図るため、引き続き地域と連携しながら公園の適正管理を推進します。また、整備から相当年月を経過した公園においては、公園施設長寿命化計画に基づく取組により、遊具など公園施設の効果的な維持管理を進めます。
- ・公園の維持管理から生じる剪定枝、落ち葉等について、活動団体や民間企業等と連携を強化し、資源として有効活用していくことを検討します。



バリアフリー化



遊具の安全点検



剪定枝の利用

<実施施策> 18 地域特性に応じた特色のある公園緑地の整備推進
19 身近な公園の整備推進
20 安全安心な公園緑地づくりに向けた管理と機能の充実

9 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進プロジェクト

農業施策等と連携を図り、都市における重要な緑に位置づけられた都市農地を保全することにより、良好な都市環境の維持、防災機能の発揮など、多面的な機能の活用を推進するとともに、市民と「農」を結ぶイベントや農業体験機会の創出などにより、市民と「農」とのふれあいによる農業への理解を促進します。

●プロジェクトの必要性

市街化区域内農地が農地面積の約7割を占める本市では、これまでも生産緑地地区の指定を進め、生産緑地地区に指定された農地に対する相続税納税猶予制度も活用することにより、営農継続を促すとともに、農地の保全を図ってきました。都市農地については、平成28（2016）年5月に閣議決定された都市農業振興基本計画により、「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換され、さらに、平成29（2017）年6月に改正された生産緑地法では、都市農地のより一層の保全推進を可能とする制度が整備されるなど、都市農地を取り巻く制度や情勢は大きく変化しています。

本市においては、平成28（2016）年2月に「川崎市農業振興計画」を策定し、今後とも貴重な農地を保全し、次世代に引継ぐため、「都市的立地を活かした健全な農業経営の推進と創造」、「多面的な機能を有する農地の保全と活用」、「『農』とのふれあいによる農業への理解促進」を施策の柱としています。本プロジェクトでは、川崎市農業振興計画を踏まえ、改正生産緑地法に基づく制度の運用や、多様な主体と連携した農の活用を進め、良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な農地の活用を図ります。

都市農業振興基本法（平成27年4月制定）	生産緑地法（平成29年6月改正）
<p>都市農業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法</p> <p>定義 都市農業：市街地及びその周辺の地域において行われる農業</p> <p>目的 ①都市農業の安定的な継続 ②都市農業の有する機能の適切・十分な発揮 → 良好な都市環境の形成</p> <p>国、地方自治体は… ・法制上、財政城、税制城、金融上の措置を講じる必要性あり ・都市農業振興基本計画の策定の義務等</p>	<p>良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図ることを目的とした法</p> <p>概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地地区の面積要件 → 500㎡以上の区域(条例により300㎡まで引下げ可能) ・行為の制限 → 営農に必要な施設、農業の安定的な継続に資する施設の設置等により市町村長が許可 ・土地の買取りの申出 → 主たる従事者の死亡・故障や指定から30年の経過で申出が可能。特定生産緑地への指定があれば、買取り申出の期限が延長される

図3-17 都市農業関連法の概要



図 3-18 都市農業振興基本法における都市農業のイメージ

●取組の方向性

- ・改正された生産緑地法では、条例制定による面積要件緩和、生産緑地地区内行為の規制の緩和、及び「特定生産緑地」制度の創設等の内容が整備されているため、これらを踏まえた生産緑地地区の指定及び技術・経営支援等による農地保全、大震災時の一時避難場所等として活用できる市民防災農地の登録を引き続き促進します。あわせて、グリーン・ツーリズムなどの都市農地が持つ多面的機能を評価・活用した施策の推進に取り組みます。
- ・多摩丘陵の一角を担い、まとまりのある樹林地、農地及び水辺地が一体となって多様な生態系を育む黒川地区、早野地区及び岡上地区については、「農のある風景」を次世代に継承していくため、農業者や地域住民等と協力してその保全に継続的に取り組むとともに、ハード・ソフト両面からの施策推進によって、地域農業者の営農意欲の向上と農環境の保全に取り組みます。また、市街地の中に市街化調整区域が島状に存在する久末地区は、樹林地に囲まれ、台地には広がりのある農地が集約されており、都市部における重要な自然的環境資源となっていることから、都市景観、ヒートアイランド現象の緩和及び生物多様性などの観点から、地域の振興と併せた樹林地等の保全、農地保全を進めます。
- ・市内農業を理解し応援する市民を増やしていくため、市民と「農」を結ぶイベントの開催や食農教育の推進等を通じて、多くの市民に「農」との交流の場を提供します。また、農業体験を希望する市民のニーズに対応するとともに、農地の保全と活用を図るため、市民農園や、公園・保全緑地等における農的空間の活用など、さまざまな形で農業を体験できる機会の創出に引き続き努めていくとともに、多様なメディアを活用して市民への効果的な情報発信を進めます。

- ・農業の担い手・後継者の育成や、農地の賃借の促進、援農ボランティアの活用など、農業継続を促進する支援を推進します。
- ・市民及び消費者への安全で安心できる農作物の供給や、環境負荷の軽減を目的とした環境保全型農業の普及についても一層促進します。



農地の保全



生産緑地の指定



市民農園
(市開設市管理型)

<実施施策> 21 多面的な機能を有する都市農地の保全・活用
22 持続的な営農に向けた「農」への参加と理解の促進

緑の取組コラム

【川崎らしい都市農業の創造に向けた取組～農商工等連携推進事業～】

川崎の農業が、工業者や商業者、福祉団体、大学、市民など多様な主体と連携することで、農業の効率化、高付加価値化など新たな農業価値の創造を図り、川崎らしい都市農業を形成することを目的として、平成28（2016）年度から始まった事業です。

連携の場として、都市農業活性化連携フォーラムや都市農業活性化連携部会を開催するほか、連携を先導するためのモデル事業を実施しています。

この事業を通じて、農業者と情報通信産業事業者、農業者と商業者など、いくつかの連携が生まれているほか、川崎の農業のPRにも寄与しています。



10 緑と水をつなげるエコロジカルネットワーク形成プロジェクト

街路樹など連続する緑や、河川・水辺地などの整備・保全・管理及び民有地や公共施設の緑化を推進し、生物の生息・生育環境、地球温暖化対策、気候変動への適応策（暑熱対策）、健全な水循環の保全に寄与する緑と水のネットワークを形成します。

●プロジェクトの必要性

樹林地、農地、河川及び運河等は、生物多様性の保全や気候変動に対する適応策の観点から重要な役割を果たしています。都市において生物多様性を確保していくためには、まとまりのある緑において生き物の生息・生育拠点としての質を高めていくとともに、河川の小流域などに着目しながら、市街地の中に飛び石状に存在する小さな緑や街路樹によってネットワークを形成していくことが重要です。また、気候変動への適応策の一つとして、地域緑化、樹林地等の保全、公園等の整備、農地の保全・活用、屋上・壁面緑化等による地表面被覆の改善を通じたクールスポットの創出、及び風の道の形成が極めて重要です。このようにして形成された緑と水のネットワークは、健全な水循環の保全や治水機能の向上、地球温暖化対策にも寄与します。

本プロジェクトでは、街中の緑化活動や、街路樹・河川・水辺地等における良好な環境形成を推進し、緑と水のネットワークを充実させていくことにより、都市部における生物多様性の保全や都市環境の向上を目指します。



図 3-19 プロジェクトのイメージ

●取組の方向性

- ・法令等の緑化制度を活用し、地域ぐるみの緑化活動、緑地協定の締結、民有地緑化の推進、及び公共公益施設の緑化等、市民、民間企業及び行政等の協働により多様な手法を用いた緑化を推進し、街中に飛び石状の緑を増やします。
- ・総合公園等においては、緑に覆われた空間を維持・保全していくとともに、生物多様性に配慮した整備を進め、生き物の生息・生育拠点を形成します。
- ・緑化推進重点地区[※]における緑による都市の顔づくりや、改正都市緑地法に基づく市民緑地認定制度の活用等の検討など、緑やオープンスペースの確保に努めます。
- ・150万市民の参加による植樹運動や、桜並木・まちかどの花壇整備等、緑や花に彩られた市街地形成を推進します。
- ・街中の緑をつなぐコリドーや風の道を形成していくため、街路樹・グリーンベルトの充実を図るとともに、老木化への対応や街の魅力向上の観点を踏まえた管理を進めます。
- ・多様な生き物の生息・生育空間であり、地域の風土と文化を形成する市内の中小河川や湧水地等について、水辺環境の保全を進めます。中小河川については、改修などの機会を捉えながら環境に配慮した河川整備を行います。



河川環境の整備



共同住宅の接道部緑化



樹形管理された
市役所通りのイチョウ並木

- ＜実施施策＞
- 23 地球環境に配慮した緑化活動の推進
 - 24 緑化助成制度の普及と充実
 - 25 生物多様性に配慮した公園緑地の整備
 - 26 街路樹・グリーンベルトの充実と適正な管理
 - 27 河川等の水辺地の保全
 - 28 公共空間の緑化推進
 - 29 事業所による緑化の促進

※本計画では、緑の条例第8条第2項第5号に規定される「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化推進重点地区）」を、都市緑地法第4条第2項第8号に規定される「緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）」と同義として扱うものとする。